

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次		
告示		ページ
○県統計調査の実施	(統計課)	1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課)	1
公告		
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い 手対策課)	1
高知県人事委員会公告		
○高知県職員等採用中級・初級試験の実施		1
○高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性採用試験の実施		3

告 示

高知県告示第427号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成27年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
産業廃棄物実態調査
- 調査の目的
本県における産業廃棄物の実態把握等を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
事業所
 - 属性
日本標準産業分類に掲げる大分類Sに属する事業所以外の事業所
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - ア 事業所の名称、所在地、代表者氏名及び電話番号
 - イ 事業所における産業廃棄物の発生状況について
 - ウ 事業所における自己中間処理状況について
 - エ 事業所における産業廃棄物の処理・処分・再生利用状況

について

- その基準となる期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

5 報告を求める者

- 数
2,700事業所（概数）
- 選定方法

事業所母集団データベース（平成25年次フレーム）から、産業廃棄物が比較的多量に発生する業種を選定し、更に業種特性及び従業者規模別の特性を考慮し、従業者数等をもとに調査対象事業所を選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
- 調査方法
オンライン調査又は郵送調査

7 報告を求める期間

平成27年7月中旬から同年8月末まで

高知県告示第428号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡檮原町大向186の2、189の2
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成27年7月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 農用地利用配分計画の概要
 - ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市大津乙479番地
山添 真次郎
 - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市布師田字ヒシ池1104番及び字北塩田1105番並び

に大津字永楽乙1624番1、乙1636番1及び乙1647番1、字水張ケ裏乙2116番1並びに字東五反田丸乙2381番1及び乙2381番2

- ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市介良丙29番地
中島 大輔
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市介良字外寺谷丙797番1、丙798番1、丙799番1、丙800番1、丙809番1及び丙811番1並びに字西和田丙846番1及び丙847番1
- ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市布師田541番地
山本 修
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市布師田字松ノ本166番1、字芝ケ端215番1及び216番1、字サクラ446番1、字木ノ坪469番1、字下附476番5、478番1、479番1、479番2及び488番1、字上田505番1、字中クボ583番1、584番1、591番6、592番1、605番3、612番1及び613番1、字カツラキ620番1、字ニノガセ642番1及び650番1並びに字二年田891番1並びに大津字千行乙1543番及び乙1544番
- ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市長浜蒔絵台二丁目6番地10
石黒 文雄
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市針木西1923番23
- ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
吾川郡いの町天王北四丁目9番地20
前田 憲孝
- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高知市針木西1402番、1404番及び1929番3

2 認可年月日
平成27年7月14日

人事委員会公告

高知県職員等採用中級・初級試験を次のとおり行う。
平成27年7月14日

高知県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分		採用予定人員	勤務先
中級	司書	2名	県立図書館等

初級	行政	10名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務	3名	警察本部各課又は各警察署等
	学校事務	8名	県立学校又は市町村立小中学校等
	土木	5名	知事部局(土木部)等の本庁又は出先機関(土木事務所等)
	林業	1名	知事部局(林業振興・環境部)等の本庁又は出先機関(林業事務所、森林技術センター等)

初級の「行政」、「警察事務」又は「学校事務」を受験する者は、三つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分のうちいずれかを第2志望とすることができる。

2 受験資格

(1)から(4)までのいずれにも該当する者。ただし、初級の「警察事務」を受験する者は、(2)については、ア(日本国籍を有する者)に該当する者に限る。

(1) 年齢等

- ア 中級の試験区分については、昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- イ 初級の試験区分については、平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による4年制の大学等を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 日本国籍を有する者
- イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号に掲げる者(準禁治産者を含む。)のいずれにも該当しない者

(4) 中級の「司書」については、司書となる資格を有する者又は平成28年3月31日までに取得見込みの者

3 受験手続

(1) 受付期間

平成27年8月19日(水)から同年9月3日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成27年9月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。)

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所(香美市)、高知県中央東土木事務所(南国市)、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所(いの町)、高知県中央西福祉保健所(佐川町)、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所(四万十市)、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

4 試験の日時及び場所

(1) 第1次試験

試験区分	種目	日時及び場所
司書 土木 林業	教養試験 専門試験	平成27年9月27日(日)午前9時から午後3時30分頃まで 高知市試験会場 高知市丸ノ内二丁目2-40
行政 警察事務 学校事務	教養試験 論文試験	高知県立高知丸の内高等学校 四万十市試験会場 四万十市中村丸の内24 高知県立中村高等学校

(2) 第2次試験

試験区分	種目	日時及び場所
全試験区分	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成27年10月24日(土)から同年11月10日(火)までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の

	合格通知書に記載する。
--	-------------

5 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	試験区分	方法	内容
教養試験	全試験区分	五肢択一式	公務員として必要な一般的知識及び知能に関する筆記試験で、中級の試験区分にあつては短期大学卒業程度、初級の試験区分にあつては高等学校卒業程度のもの
専門試験	司書 土木	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等に関する筆記試験
	林業	五肢択一式及び記述式	
論文試験	行政 警察事務 学校事務	筆記	社会人及び公務員としての資質に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査(健康診断書の提出を求める。)

6 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月中旬に、最終合格者の発表は11月中旬に行う予定である。

なお、辞退があった場合に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

7 採用等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。

各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

なお、中級の「司書」については、採用候補者名簿に登載されても、2の(4)に記載する所定の日までに司書となる資格を取得しなければ、採用されない。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成28年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、初級の「警察事務」に従事することとなる採用者には、この任命に当たっての考え方は、適用されない。

8 給与

平成27年4月1日現在の初任給は、中級の「司書」の業務で157,500円（行政職給料表適用、短大（2年制）卒の場合）、初級の試験区分の業務で143,700円（行政職給料表適用、高校卒の場合）であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

9 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

10 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641 (088) 821-4579	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。



高知県警察官B男性及び高知県警察官B女性の採用試験を次のとおり行う。

平成27年7月14日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官B男性	23名
警察官B女性	4名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

(1) から (3) までのいずれにも該当する者

(1) 昭和56年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した者及び平成28年3月31日までに卒業見込みの者を除く。

(2) 日本国籍を有する者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる者（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない者

4 受験手続

(1) 受付期間

平成27年8月19日（水）から同年9月3日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成27年9月3日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び駐在所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試	教養試験	平成27年10月18日（日）午前9時か

験	小論文試験 身体検査 体力試験	ら午後5時頃まで 高知市試験会場 高知市棧橋通二丁目11-6 高知県立高知工業高等学校 四万十市試験会場 四万十市古津賀3711 高知県立幡多農業高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成27年11月3日（火）から同月14日（土）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な高等学校卒業程度の一般的知識及び知能に関する五肢択一式による筆記試験
小論文試験	社会人及び公務員としての資質に関する筆記試験
身体検査	視力等に関する検査
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力に関する試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査

身体精密検査	胸部疾患の有無、色覚、聴力等に関する検査（身体精密検査票の提出を求める。）
--------	---------------------------------------

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は10月下旬に、最終合格者の発表は11月下旬に行う予定である。

なお、辞退があった場合に限り、合格者の追加発表を行うことがある。

8 採用等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、高知県警察本部長からの請求に応じて提示される。

高知県警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成28年4月1日以降である。

9 給与

平成27年4月1日現在の初任給は、166,900円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

「警察官B男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）、大阪府（大阪府警察本部）及び兵庫県（兵庫県警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府県の第1次試験を同時に受験したものとして取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した者は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する者とする。

共同試験実施都府県名	受験資格	
東京都（警視庁）	昭和60年10月20日から平成10年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した者又は平成28年3月31日までに卒業見込みの者を除く。
大阪府（大阪府警察本部）	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた男性	
兵庫県（兵庫	昭和56年4月2日か	

県警察本部)	ら平成10年4月1日までに生まれた男性	
--------	---------------------	--

11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した者に限る。）は、高知県警察官の最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641 (088) 821-4579	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務部警務課	(088) 826-0110 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。